

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(水素利活用スタートアップ支援事業/燃料電池小型トラック運用事業)
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池小型トラックを県内で運用する県内法人（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 燃料電池小型トラック

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であつて、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する準中型自動車をいう。

二 水素供給設備

燃料電池小型トラック等に燃料として水素を供給する設備をいう。

三 県内法人

福島県内に本社（本店）を有する民間事業者をいう。

四 補助事業の完了

補助を受けようとする年度内における燃料電池小型トラックの運用、代金全額の支払い（又は代金全額の支払い手続きの完了）の両方を終えた時点をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす事業とする。

一 本県内を拠点として燃料電池小型トラックを運用すること。

二 県内法人による運用であること。

三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築」で実施される「商用電動車普及に向けたエネルギーマネジメントシステムの構築・大規模実証」の一環として運用する車両であること。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす県内法人とする。

- 一 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- 二 特定の公職者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- 三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- 四 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第5条 この補助金の補助対象経費は別表1、補助率は別表2のとおりとする。

（補助の要件）

第6条 補助の要件は、別表3のとおりとする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業計画書
- 二 その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本1部、副本1部とする。

（補助金の交付の決定）

第8条 知事は、補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。

（決定の通知）

第9条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決

定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 二 補助事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合

- 3 第9条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第13条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(変更の承認申請)

第14条 規則第6条第1項により知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第15条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げ

るいずれかの場合とする。

- 一 補助対象経費が20%以内の減額であるもの
- 二 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(状況報告)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、規則第11条の規定による事業の遂行上の報告を求めることができるものとし、その場合、補助事業者は補助金実施状況報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに補助金完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示等)

第17条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行していないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第18条 規則第13条の規定による実績報告は、補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業実施結果書
- 二 収支決算書
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第19条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査、必要に応じて行なう現地調査等の方法により、その報告に係る補助事業の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第20条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を算定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算
払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第20条の2 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概
算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助金
概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第21条 知事は、第18条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補
助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める
ときは、当該補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事
業者に対して指示するものとする。

- 2 第18条の規定は、前項の規定による指示に従って行なう補助事業について準用する。

（決定の取消し）

第22条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補
助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の指示
若しくは命令に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこ
とがある。

- 2 前項の規定は、第19条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用が
あるものとする。

（補助金等の返還）

第23条 知事は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、
補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限
を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第23条の2 補助事業者は、第22条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還
を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、
当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付
した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付し
なければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用について
は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当
該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額
に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額に命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 6 知事は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 補助事業者は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書に当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 第9条の規定は、第6項の免除した場合について準用する。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第24条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

- 第25条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。ただし、令和6年度以前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象経費
燃料電池小型トラックのリースに係る費用※の 3 分の 1 から、助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等である原動機に内燃機関を用いた自動車（ディーゼルトラック）のリースに係る費用相当額※を差し引いた額 ※消費税及び地方消費税を除く額

別表 2（第 5 条関係）

補助率
4 分の 1

別表 3（第 6 条関係）

補助の要件（いずれも満たすこと）
1 交付決定の通知日から当該通知日の属する年度末までの間に、燃料電池小型トラックを運用すること。 2 導入する燃料電池小型トラックについて、本県内を拠点とした運用を見込むこと（自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内で登録されるとともに、周辺の水素供給設備で水素の供給を受けられる見込みがあること）。